

議案第 19 号

三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町子ども医療費助成条例（昭和 48 年 9 月三宅町条例第 14 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

三宅町子ども医療費助成条例（昭和48年9月三宅町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1項を加える。

- 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第3条第1項中「を対象者に支給して行うものとする。」を「について行うものとする。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（助成の方法）

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

- 2 第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から町長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。

- 3 町長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

- 4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三宅町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

三宅町子ども医療費助成条例(昭和48年三宅町条例第14号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（定義） 第1条の2 この条例において子どもとは、出生の日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいい、次のとおり区分する。 （1）乳幼児 出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （2）就学児 前号以外の者 <u>2 この条例において審査支払機関とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。</u> （助成の範囲） 第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>について行うものとする。</u> （1）入院時の食事療養に係る標準負担金額に相当する額 （2）法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額	（定義） 第1条の2 この条例において子どもとは、出生の日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいい、次のとおり区分する。 （1）乳幼児 出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （2）就学児 前号以外の者 （助成の範囲） 第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>を対象者に支給して行うものとする。</u> （1）入院時の食事療養に係る標準負担金額に相当する額 （2）法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 町長が別に規則で定める額

(助成の方法)

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から町長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。

3 町長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三宅町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(3) 町長が別に規則で定める額